



2022年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 朝日ラバー  
代表者の役職名 代表取締役社長 渡邊 陽一郎  
(東証スタンダード市場 コード番号 5162)  
問 い 合 っ せ 先 執行役員管理本部長 堀 信幸  
T E L 048-650-6051

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、下記の通り、2022年6月21日開催予定の当社第52回定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するため現行定款第2条(目的)の一部を変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (11) (条文省略) (新 設) <u>(12) 前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (11) (条文省略) <u>(12) 医療機器の製造、販売</u> <u>(13) 前各号に付帯する一切の業務</u></p>
<p>第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3章 株主総会 (削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(附 則) (監査役の実任免除に関する経過措置) (新 設) 当社は、第46回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第46回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款</p>	<p>(附 則) (監査役の実任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第46回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第46回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定</p>

<p>第39条第2項の定めるところによる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>款第39条第2項の定めるところによる。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.</u></p> <p><u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3.</u></p> <p><u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程 (予定)

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 : 2022年6月21日
- (2) 定款変更の効力発生日 : 2022年6月21日

以上